

公定価格における取扱いについて (令和7年度における変更点等)

令和7年2月

札幌市子ども未来局施設運営課

令和7年度における変更点等

① 1歳児の職員配置基準を6対1から5対1へと改善したときの加算措置

1歳児の職員配置基準を6対1から5対1へと改善したときに、それに対応する加算措置を設ける。（以下の全ての要件を満たす事業所）

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢを全て取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている（※①登降園管理 ②計画・記録 ③保護者連絡
④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している）
- (3) 施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

② 定員区分の細分化

（対象種別：保、認、幼）

定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、
定員60人以下の定員区分の細分化を行う。

③ 定員超過減算の見直し

（対象種別：認（2、3号認定）、保、小、事、家）

直前の連続する①5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、②各年度の年間平均在所率が120%以上の施設に関しては減算適用とされていたところ、①については令和7年度からは5年間から2年間に変更。

令和7年度における変更点等

④ 主任保育士専任加算等の要件の見直し（拡大）

（対象種別：保、認、幼）

現行の実施要件に、新たに「災害時における地域支援の取組み」を追加する

【災害時が発生した場合の取組】

- 教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡
- 被災状況の把握
- エッセンシャルワーカーである保護者等の勤務状況に応じたこどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施（※避難所等に避難している場合には、避難所に出向いて上記の対応を実施すること等を想定）
- 代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携
 - 発災直後に出勤する必要がある保護者（医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）のこどもの預かりが可能となり、幼稚園や保育所等が、地域の拠点として被災時の支援に貢献。

改正案（国資料より）

- 現行の主任教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに以下の要件（下線部分）を追加する（留意事項通知の改正）

（例）主任保育士専任加算の場合

- i 延長保育事業 II 一時預かり事業（一般型） III 病児保育事業 IV 乳児が3人以上利用している施設
v 障がい児（軽度障がい児を含む。）が1人以上利用している施設
vi **災害時における地域支援の取組み**

災害等により保育が提供できない場合において、保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する相談等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行う取組

・各種資料

◆全国こども政策関係部局長会議（令和6年度）（令和7年1月30日開催）

こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/councils/kodomoseisaku-bukyokuchokaigi/91882196>



ホーム＞会議等＞審議会・検討会・研究会等＞全国こども政策関係部局長会議
>全国こども政策関係部局長会議（令和6年度）（令和7年1月30日開催）>資料>【資料4】こども家庭庁成育局

資料

- [【資料1】こども家庭庁長官官房（PDF／7.5MB）](#)
- [【資料2】こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）（PDF／3.3MB）](#)
- [【資料3】こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室（PDF／2.1MB）](#)
- [【資料4】こども家庭庁成育局（PDF／14.5MB）](#)

※動画での説明資料の一部に記載内容の誤りがありましたので、差し替えて掲載しております。

- [【資料5】こども家庭庁支援局（PDF／10.1MB）](#)
- [【資料6】文部科学省高等教育局（PDF／1.7MB）](#)
- [【資料7】文部科学省総合教育政策局（PDF／10.9MB）](#)
- [【資料8】文部科学省初等中等教育局（PDF／1.8MB）](#)
- [【資料9】厚生労働省社会・援護局（PDF／1.8MB）](#)

今回の変更点を踏まえた、加算要件の具体的な判断基準や確認書類等は決まっておりませんので、次年度の加算適用申請書等の依頼のタイミング等で改めて周知いたします。

